

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時57分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第2号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（林 健児君）

動議の提出に賛成の方はありますか。

〔「まず、内容を。内容を言わないとわからないと思います。内容を言わせていただいてからお願いします。」の声あり〕

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

動議に賛成の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

賛成者がありませんので、動議は成立いたしません。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第1、議案第2号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

議案第2号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

総務建設常任委員会は3月10日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第2号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対します。

この条例改正は民間、行政機関、独立行政法人、3本の個人情報保護法を統合する法改正の一部分を受けて行うものでございます。地方自治体に関係する法改正は2023年、来年の5月までに施行されることになっており、本町もそれまでに条例改正を行うこととなります。それによって個人情報の外部提供やプライバシー侵害の拡大が懸念されます。よって、来年度以降の条例改正の前段階であるこの大治町個人情報保護条例の一部

を改正する条例に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第2号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正案は、デジタル改革関連法の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止と各関係法令の改正に伴う引用条文の整理を行う改正であり、本町の個人情報保護制度を適切に運用するための必要な改正でありますので、私はこの案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号大治町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第3号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第3号大治町防災会議条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

第3条の7、町の地域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するものとあるが、どのような方を予定しているのかとの問いに、電気やガス、電話などライフラインの取り扱い会社を予定しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第4号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山です。

議案第4号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

会計年度任用職員を急遽雇用した場合、育児休業などが発生する可能性もあるが、雇用する前に確認はするのかとの問いに、そのようなケースは臨時的任用を雇用することになるので臨時的任用職員は対象外となっているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第5号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山です。

議案第5号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第6号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第6号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第7号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第7号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第8号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員会

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

文教厚生常任委員会は3月11日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第8号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

未就学児の被保険者均等割額を半額にするという国の方針にのっとったもので、ほかの市町村では他の2分の1も市町村負担で減額しているところもある。本町はどのように検討したのかとの問いに対しまして、今回の改正では国の方から町単独の減額は保険税の赤字補填に該当するとの通知があり、赤字補填の解消に向け進めている中で赤字補填がふえることは検討していないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第9号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第9号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

指定管理で実施しているデイサービス事業について、通所介護から地域密着型通所介護に移行する内容だが、改正に至った経緯はどの問いに対しまして、現在は定員30名の通所介護を行っているが、近年では町内や近隣の市町でも民間事業者がふえたため、現在では1日平均10人ほどの減少となっており、事業運営が厳しくなっている。現在の利用人員から実情に即した定員で、目の行き届いたサービス提供をしていくために移行していく考えであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。  
これから議案第9号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第10号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第10号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

今回の改正で歳入の見込みをどのように考えているのかとの問いに、占用料全体で500万弱減額になるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例に反対します。

愛知県の条例改正に合わせて条例を改正するものでありますが、町として約2割税収減になるものです。愛知県の条例改正に合わせる必要はないと考えます。よって、大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第10号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この条例は愛知県の道路占用料に準じて定めているものです。県は地価水準などの変化を踏まえ引き下げたことから、町の条例も引き下げるのが妥当と考え、賛成するものです。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第11号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第11号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

歳入に対してどのような見込みなのかとの問いに、前年度と比べ約3割減との答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

大治町道路占用料条例の一部を改正する条例に反対します。

愛知県の条例改正に合わせて条例を改正するものでありますが、町として約3割税収減になるものです。愛知県の条例改正に合わせる必要はないと考えます。よって、大治町道路占用料条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第11号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

道路占用料の額は3年に一度、県の改正にあわせて行うもので、今回の改正は妥当と考え賛成するものです。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号大治町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第12号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第12号大治町消防団条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

災害などが発生した場合に1日単位で報酬を支払うが、1日の時間の区切りはどの問いに、1日当たり7時間45分を想定しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第13号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

議案第13号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、日程第14、議案第16号を一括議題とします。

議案第15号、議案第16号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

7番松本英隆です。

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る3月8日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、3月10日に総務建設分科会、3月11日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第15号、16号の2議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第15号令和3年度大治町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号令和3年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号から日程第20、議案第22号までを一括議題とします。

議案第17号から議案第22号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

7番松本英隆です。

議案第17号から議案第22号の6議案につきまして御報告いたします。

議案第17号、21号の2議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号、19号、20号、22号の4議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第17号令和4年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

令和4年度大治町一般会計予算に反対します。理由は来年度開設予定の子育て支援施設での子育て支援拠点事業の運営を町直轄ではなく事業委託するからです。大治町は県内の市町村でただ一つ専門職である保育士が正規職員にいない町です。新たに町立の保育所をつくれと言っているのではありません。子育て支援施設をせっかくつくるのなら、正規職員として新たに保育士を採用してほしいと言っているのです。事業委託したほうが経費が少なく済むかもしれません。しかし、海部津島地域の他の市町村と比べて子供の比率が高い本町で子育て支援施策を充実させる上で専門職である保育士の力は欠かせません。短いスパンで考えるのではなく長期的に見て、また町の子供たちの将来を見据えて、正規職員として保育士の採用は必須であると考えます。事業委託するのではなく町直轄で運営することを求めて、令和4年度大治町一般会計予算に反対します。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（三輪明広君）

議長。

○議長（林 健児君）

5番三輪議員。

○5番（三輪明広君）

5番三輪明広。議案第17号令和4年度大治町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度の当初予算はSDGsを町全体に浸透させるためのまちづくりを推進する経費、子育て支援施設開設にかかわる設備費等の子育て支援対策、また子供たちの教育の一層の充実を図るためにキャリア教育や民間プールを活用した実技指導の委託に要する経費、成年後見支援センター設置等の社会福祉に要する経費、高潮ハザードマップ作成、砂子防災公園の設備や町内河川のしゅんせつ等の災害対策に要する経費、スポーツセンターの休止中のプール施設を見直すための経費など、まちの新たな魅力づくりにつながる事業や住民の福祉の向上と安全安心を目指した経費が計上されたものであり、これら財源の確保が適切でありますので、私はこの案に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号令和4年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号令和4年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号令和4年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

党として、また個人として後期高齢者医療制度に反対しております。よって、令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第21号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計の予算について、賛成の立場から討論を行います。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計の予算に先立ち、愛知県後期高齢者医療広域連合では、令和4年度及び令和5年度の財政運営の安定化を図るため、被保険者数の増加に伴う療養給付費の増加を見込み、保険料率の改定や保険料賦課限度額の引き上げについて見直しが行われております。

令和4年度の本町の後期高齢者医療特別会計の歳入予算では、保険料の増収を見込み公費負担である療養給付費繰入金及び保険基盤安定繰入金が計上されております。財源が確保されたものとなっております。

また、歳出予算では後期高齢者医療広域連合の円滑な運営が図られるよう、保険料等負担を初めとする納付金や被保険者の健康の保持増進を図るための健康診査等の事業費が計上されるなど、後期高齢者の方への医療、保険事業が適切に行われる予算の提案となっております。よって、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号令和4年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号令和3年度大治町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第24号令和3年度大治町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ254万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5998万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。令和4年3月23日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、令和2年度に概算交付された母子保健衛生費国庫補助金及び感染症予防事業費等国庫補助金の返還金として254万2000円を計上するものでございます。

これらの財源として財政調整基金繰入金を充てるものでございます。また、繰越明許費の補正を行うものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。3ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございます。河川改良工事で1810万円の補正がされております。議案説明会の中で話が出ましたが確認をしたいと思えます。民間事業者ですね、河川改良工事を行っている民間事業者の方に一部でも瑕疵があるのでしょうか。また、町の方に全部の瑕疵があるのか。そこら辺詳しい説明がなかったのでその点の説明を求めます。

また、9ページ、10ページです。国庫補助金の返還金でございます。これ3月議会の当初に出てこないで最終日に出てくるということで、これは確定が間に合わなかったのか。いつごろこの金額が確定していたのか。そこら辺の説明をお願いいたします。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

繰越明許費についてでございます。議員の御質問でございますが、行政側の方に問題があったと考えております。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

この補助金につきましては、感染症対策事業費の方は確定通知が3月7日付でまいりました。よろしく申し上げます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

まず感染症対策の方は3月7日とありますが、それ以外はどうなのか。3つ返還金がありますのでどうなのかということ、繰越明許費についてでございますが、今、民間事業者には瑕疵はない。全て町の方の瑕疵だということで、これ繰越明許をすること、来

年度に事業を持ち越すことによって支出がふえたりして民間事業者との契約をしなおさなきゃいけないとか、そこら辺はどうなっているのか。また、町の全面的な瑕疵ということでございますので、もう少し詳しい説明を当然調べられていると思うので、議会に文書で、報告書で出していただきたい。やはりこれは議員全体で教訓としなきゃいけないことだと思いますのでそれを求めたいと思います。

○議長（林 健児君）

吉原議員、質疑をお願いします。求める話は質疑ではありません。質疑をお願いします。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

いやいや、まだ質問があります。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

1つは確定通知がまいりましたが、2つについては確定通知がまだ来ておりませんが口頭で確認したということになります。よろしくをお願いします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

今回の繰り越しに伴って変更契約のほうを行っていく予定でございますので、よろしくをお願いします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず今回の契約によりまして、この事案の発生によりまして工期の延長を予定しております。そうしますと年度をまたぐことになってしまいますので、今回繰越明許費をお



○都市整備課長（後藤丈頭君）

その分に関しては変更金額の増というものはございません。以上です。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

今回この3本の補助金につきましては、令和2年度のものを精算するという形のものでして、令和2年度に入金しておりますがその後の実績を出しましたところ、このタイミングとなりましたので、いまだ確定通知は来ておりませんが口頭で確認したところ、3月末までに通知を出されるということでこのタイミングとなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大治町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和4年3月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、鈴木和美委員の任期が令和4年4月6日をもって満了することに伴い、新たに委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。伊藤氏の経歴を見せていただくと土地家屋調査士となっております。土地の登記などの委託を受けて業務としてやられるお仕事だと思っておりますが、大治町ですね、土地の登記を民間に委託して行っておりますが、今まで伊藤氏に委託した事例とかあるのかどうか。また、今回固定資産評価審査委員会委員にもし選任された場合、この委託関係どうやっていくおつもりなのか。その点をお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

現在、候補者の伊藤氏に対しまして町からの委託は一切ございません。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今まではないということで、ただこれから当然固定資産評価審査委員になると町から委託って出せないとは僕は思うんですが、そこら辺そう考えてよろしいのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

議員言われるケースですと個人と町との請負ということになりますので、これは法に抵触いたします。また選任された場合はそういった法の説明もこちらの方からさせていただきたいと思っております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

総務部長が言われて安心はしたんですが、ただ、選任される候補としてなっていただくときにもちゃんとそこら辺は少しは説明はされておられると思うんですが、そこら辺はどうですか。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

候補者をお願いするときにその旨は御本人に説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1人で議会議員の中から選出するものです。任期は令和4年4月1日から2年です。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 健児君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（林 健児君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

[投票]

○議長（林 健児君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、1番鈴木 満議員、5番三輪明広議員、9番吉原経夫議員を指名します。

立会人の方お願いいたします。

[開票]

○議長（林 健児君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

松本議員 9票

下方議員 1票

吉原議員 1票です。

この法定得票数は3票です。したがって、松本英隆議員が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（林 健児君）

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました松本英隆議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員、どうぞ。

○7番（松本英隆君）

7番松本英隆です。御推挙いただきましてありがとうございます。ほかの組合議員もそうなんですが、個人としてではなく大治町議会の代表として行くことになりますので、今後も皆様の御協力のほうをよろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

おめでとうございます。

日程第24、閉会中の継続調査の報告についてを行います。

総務建設常任委員会の調査報告はお手元に配付のとおりです。

次に、地域公共交通調査特別委員会の報告はお手元に配付のとおりです。

地域公共交通調査特別委員会では、調査の結果を町に要望事項として提出したいとの結果です。

委員会の結果を議会からの要望として町に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、地域公共交通調査特別委員会の結果を議会の要望として町に提出することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和4年3月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 三 輪 明 広

署名議員 若 山 照 洋